

第20回 鬼北町農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和4年2月21日(月) 午後1時30分～午後2時40分
2. 開催場所 中央公民館 3階 大会議室

3. 出席委員(12名)

1	善家郁夫	2	山下展輝	3	兵頭知幸	4	松岡照明
5	渡邊由美	6	高田洋一	7	清家壽秋	8	赤松拓也
9	清家茂	10	山本一人	11	水野規雄	12	渡邊康志
13	谷口雄記	14	川平定計				

4. 欠席委員(2名)

8	赤松拓也	13	谷口雄記		
---	------	----	------	--	--

5. 議事日程

- 日程第1 議事録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第93号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第3 議案第94号 非農地証明願について
- 日程第4 議案第95号 鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について
- 日程第5 議案第96号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について
- 日程第6 議案第97号 鬼北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について

6. 農業委員会事務局職員

局長	松本秀治	次長	渡辺美枝	主査	濱田竜馬
----	------	----	------	----	------

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻となりましたので、ただ今から第20回の鬼北町農業委員会総会を始めさせていただきます。</p> <p>皆様ご起立をお願いします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p> <p>ご着席ください。</p> <p>始めに、開会の挨拶を川平会長からいただきたいと思います。</p>
会長	<p>前回の農業委員会総会はコロナ感染が増えたということで、協力員の方には欠席をしていただきました。また、今回につきましても、まだコロナ感染が十分収まりません。そういったことで、今日も協力員の方の欠席の状態で、農業委員だけで総会を開かせていただきたいと思います。もう2月の半ばということで、もうすぐ3月になりますと農作業も忙しくなりますが、くれぐれもコロナに感染しないように、怪我をしないようにそれぞれ農作業をやっていってもらえたらと思います。今日は第20回農業委員会総会ということで、それぞれ手元に資料が届いていますので、この内容に従いましてご審議のほどよろしくお願いいたします。開会のあいさつに代えさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。</p> <p>これから議事の進行につきましては、会議規則第7条によりまして、会長が執り行います。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ただいまの出席委員は、<u>12</u>名であります。</p> <p><u>谷口委員、赤松委員</u>より欠席の連絡を受けております。</p> <p>定数に達しておりますので、これより第20回鬼北町農業委員会総会を開催いたします。</p>
議長	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、先日配布してあります次第のとおりといたします。</p> <p>各委員のご協力をお願いします。</p>
議長	<p>日程第1 「議事録署名委員の指名について」</p> <p>鬼北町農業委員会会議規則第39条の規定により、本日の議事録署名委員に<u>12番 渡邊 康志 委員、14番 川平 定計 委員</u>、以上の両委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>日程第2 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p>
議長	<p>順位1番について、松岡照明委員より説明願います</p>
松岡委員	<p>失礼します。議席番号4番 松岡です。</p> <p>議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番について説明をします。</p>
	<p>【議案書に基づき、議案第93号 順位1番 説明】</p>

松岡委員	2月18日に譲渡人、譲受人、清家農業委員、末廣推進委員、事務局2名、私の計7名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第93号 順位1番 説明】
松岡委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、松岡委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位1番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、高田洋一委員より説明願います
高田委員	失礼します。議席番号6番 高田です。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第93号 順位2番 説明】
高田委員	2月17日に譲受人、譲受人の弟さん、赤松拓也委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第93号 順位2番 説明】
高田委員	譲渡人が83歳ということでご高齢であり、後継者の有無についてお聞きしました。現地調査にも来られていました弟さんに経営移譲したいと申し出ておりましたので、当面の間農地が適切に管理されるという風に確認いたしております。 以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、高田委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位2番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位3番について、渡邊由美委員より説明願います
渡 邊 委 員	失礼します。議席番号5番 渡邊です。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第93号 順位3番 説明】
渡 邊 委 員	2月18日に譲渡人、譲受人、中井推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第93号 順位3番 説明】
渡 邊 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、渡邊委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位3番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議 長	続いて、順位4番について、山下展輝委員より説明願います
山 下 委 員	失礼します。議席番号2番 山下です。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第93号 順位4番 説明】
山 下 委 員	2月18日に譲受人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第93号 順位4番 説明】
山 下 委 員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく願います。
議 長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。

	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位4番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位5番について、山下展輝委員より説明願います
山下委員	失礼します。議席番号2番 山下です。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第93号 順位5番 説明】
山下委員	2月18日に譲受人、岡本推進委員、事務局2名、私の計5名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第93号 順位5番 説明】
山下委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしくお願います。
議長	ただ今、山下委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位5番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位6番について、山本一人委員より説明願います
山本委員	失礼します。議席番号10番 山本です。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番について説明をします。
	【議案書に基づき、議案第93号 順位6番 説明】
山本委員	2月18日に譲渡人、譲受人、藤原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。続いて調査書に基づき報告をします。

	【調査書に基づき、議案第93号 順位6番 説明】
山本委員	以上、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第93号「農地法第3条の規定による許可申請について」、順位6番は、申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第3 議案第94号「非農地証明願について」を議題といたします。
議長	順位1番について、山本一人委員より説明願います。
山本委員	議席番号10番 山本です。 議案第94号「非農地証明願について」、順位1番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第94号 順位1番 説明】
山本委員	2月18日に申請者代理人、赤松農業委員、藤原推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第94号 順位1番 説明】
山本委員	以上により、順位1番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第94号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第94号「非農地証明願について」、順位1番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	続いて、順位2番について、松岡照明委員より説明願います。

松岡委員	議席番号4番 松岡です。 議案第94号「非農地証明願について」、順位2番の説明をします。
	【議案書に基づき、議案第94号 順位2番 説明】
松岡委員	2月18日に申請人、清家農業委員、末廣推進委員、事務局2名、私の計6名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします。
	【調査書に基づき、議案第94号 順位2番 説明】
松岡委員	以上により、順位2番の申請地は非農地証明の対象とする土地に該当することを確認しました。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただ今、山本委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第94号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第94号「非農地証明願について」、順位2番は申請のとおり許可することと決定させていただきます。
議長	日程第4 議案第95号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」を議題とします。
議長	事務局より説明願ひします。
事務局	失礼します。 議案第95号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」説明します。 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2におきまして、「計画の変更を行う場合は、農業委員会の意見を聞くものとする。」と定められています。 そのため町長より鬼北農業振興地域整備計画の変更について意見を求められたものであります。
議長	順位1位について兵頭知幸委員より説明願ひします。
兵頭委員	議席番号3番 兵頭です。 議案第95号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番の説明をします。
	【調査書に基づき、議案第95号 順位1番 説明】
兵頭委員	2月17日に、出口推進委員、事務局2名、私の計4名で現地調査を行いました。その内容を調査書に基づき報告をします

	【調査書に基づき、議案第95号 順位1番 説明】
兵頭委員	以上により、申請地は農用区域から除外しても問題ないと考えます。 ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただ今、兵頭委員からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか
各委員	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第95号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第95号「鬼北農業振興地域整備計画の変更に伴う協議について」、順位1番は支障のないものとして回答することと決定させていただきます。
議長	日程第5 議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。 まず、順位1番から30番及び34番を一括審議し、順位31番以降は該当委員退席後に審議します。 順位1番から30番及び34番を事務局より説明願います。
事務局	はい、それでは順位1番から順に読み上げて説明とさせていただきます。 読み上げる項目につきましては順位の番号、貸人の大字名と氏名。借人の大字名と氏名、契約地の地番、地目、面積、備考欄といたします。
	【議案書に基づき、議案第96号 順位1番から30番及び34番 説明】
事務局	以上でございます。ご審議の程よろしく願いいたします。
議長	ただ今、順位1番から30番及び34番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から30番及び34番について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位1番から30番及び34番につきましては、原案のとおり決定させていただきます。

議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 3 1 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 3 1 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 9 6 号 順位 3 1 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 3 1 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 3 1 番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第 9 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 3 1 番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位 3 2 番から 3 3 番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位 3 2 番から 3 3 番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第 9 6 号 順位 3 2 番から 3 3 番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位 3 2 番から 3 3 番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第 9 6 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による鬼北町農用地利用集積計画(案)の決定について」、順位 3 2 番から 3 3 番は原

	案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位32番から33番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	〇〇〇〇委員は退席願います。
	(〇〇〇〇委員 退席)
議 長	それでは、順位35番から38番について事務局より説明願います。
事 務 局	順位35番から38番について説明します。
	【議案書に基づき、議案第96号 順位35番から38番 説明】
事 務 局	以上でございます。ご審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今、順位35番から38番の説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議 長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位35番から38番は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	異議なしと認めます。 よって、議案第96号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による鬼北町農用地利用集積計画（案）の決定について」、順位35番から38番は原案のとおり決定させていただきます。
議 長	事務局は〇〇〇〇委員を呼んできてください。
	(〇〇〇〇委員 着席)
議 長	日程第6 議案第97号「鬼北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
事 務 局	それでは、議案第97号「鬼北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について」説明いたします。今回の改正は、提案理由にありますように、前回の改正から5年が経過していること、また、農業経営基盤強化促進

	法の基本構想を受け、当庁の基本構想の見直しも終了したことから、あっせん事業の対象となるかどうかの基準を改正するものです。
	【議案書に基づき、議案第97号 説明】
事務局	以上で説明を終わります。
議長	ただ今、事務局からの説明が終わりました。 これより質疑討論を行います。 ご意見ありませんか。
議長	はい、高田委員。
高田委員	議席番号6番 高田です。あっせん基準には直接関係ないんですが、先ほどの農用地利用集積計画を見ますと、農地の相続登記ができていない方が非常に多いと、半分くらいあるんじゃないかと思うのですが、これが将来的に農地をあっせんする際に、弊害になるのではないかと非常に心配しておりますが、そのようなところどのようにお考えですか。
議長	事務局。
事務局	現在、事務局におきましても、死亡届が出た折などには相続登記をさせていただくようお願いをしております。このような農地が最近増えておりまして、農業委員会としてもなるべく相続登記をさせていただくようお願いをしております。農地の売買等するときには必ず相続登記していただかなければいけませんで、そこらへんも含めて今後も説明をしてまいりたいと思います。
議長	高田委員、よろしいですか。
高田委員	はい。
議長	そのほか、ご意見ありませんか。
	(質問、意見等なし)
議長	はい、ご意見もないようですので採決いたします。 議案第97号「鬼北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について」、原案のとおり改正することにご異議ございませんか。
各委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第97号「鬼北町農業委員会農地移動適正化あっせん基準の改正について」は、原案のとおり改正させていただきます。
議長	以上で本日の議案の審議は全て終了いたしました。 ご協力ありがとうございました。
議長	以上で第20回鬼北町農業委員会総会を閉会いたします。
	事務局より連絡事項がありますので、そのままお待ちください。

	議事録署名委員
	1 2 番
	1 4 番